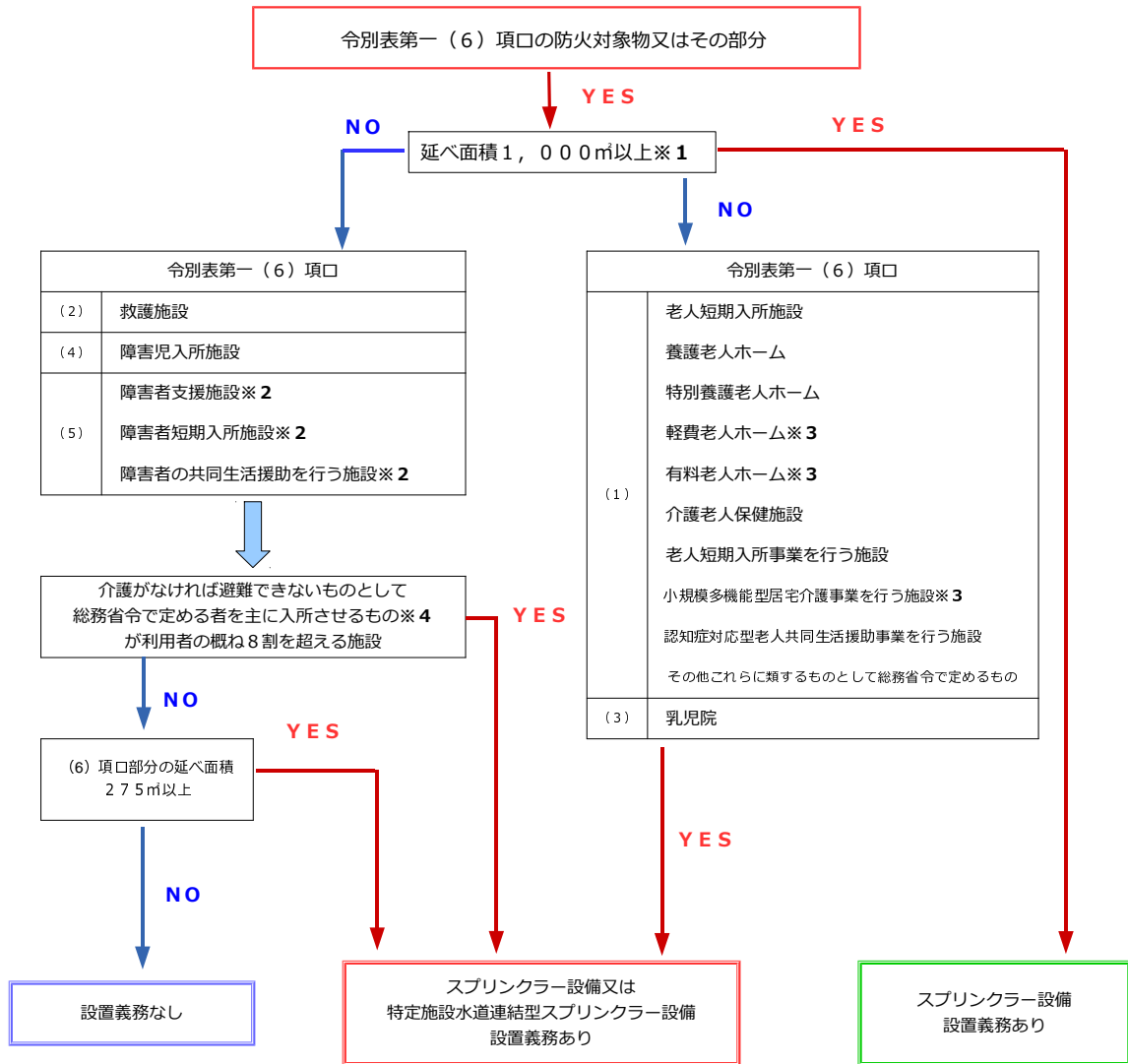


◎スプリンクラー設備の設置基準フローチャート



※1 火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものは、スプリンクラー設備の設置を要しない

※2 主として避難が困難な障害者を入所させるものが該当（障害支援区分4以上の者を全体定員の8割以上入所させるもの）

※3 主として避難が困難な要介護者を入居・宿泊させるものが該当（要介護3以上の者を半数以上入居させるもの）

※4 乳児・幼児並びに障害者に対する支援の程度を判定する調査項目において、避難に関する項目の判定内容が避難困難と判断されるものをいう（改正施行規則第12条の3）